

●学校体育施設開放推進事業における

草津第二小学校グラウンドの利用登録に際して

草津第二小学校のグラウンドは平成22年度に一部芝生化されました。この芝生スペースのコンディションを良好に保ちつつ開放していくために、開放校共通のグラウンド利用時の厳守事項に加えて、以下の点に留意ください。

1. 芝生スペースの使用制限日について

学校教育や地域利用による開放中止のほか、芝生スペースについては、次の日を開放中止とします。

- ① 芝生の養生・保護が必要と学校が判断した場合。
- ② 学校が使用不可と判断し、杭等で囲み、使用できない旨を表示している場合。
※ 空き枠があれば、他校や他の日への振替が可能です。

2. 使用可能競技について

- ① 芝生スペースは原則として中学生以下の使用とします。ただし、グラウンドゴルフ等芝生をいためる恐れが少ない競技についてはこれに限りません。
- ② グラウンド内の芝生スペース以外のところでできる競技は大人（高校生以上）も使用可能です。
例：トラックを走る陸上競技、ペタンク等
- ③ この他の競技による登録申請があった場合は、学校と教育委員会で協議のうえ、使用の可否を決定します。

3. グラウンド全般の使用について

- ① 学校に無断でポイントや印を打ち込まないでください。また、学習のために打ち込んであるポイント等を傷めたり抜いたりしないでください。
- ② 芝生の上での飲食は禁止です。
- ③ 芝生スペースだけでなく使用時に、学校職員から使用上の指示があった場合は、それに従ってください。

**4. 芝生の維持管理について**

日常的な芝生の維持管理（芝刈り、散水、施肥、播種、目土散布、除草等）は草津第二小学校「緑のこども広場（芝生ランド）を守る会」が計画・実施されますが、学校開放時の無理な使用による芝生の損傷があった場合は、使用者で部分補植を行っていただきます。

また、日常的な維持管理を超えて、多くの人手が必要な事態が生じた際は、学校開放同校利用者にも召集をかけ協力していただきます。



第二小の芝地の様子。芝生はトラック内のみです。
(写真内のロープ等は通常はありません。)

※ 門扉の開ける方向が限られておりますので、注意して開閉してください！